

令和3年度長浜市病院事業職員採用試験を次のとおり行います。

令和 4年 2月 1日

長浜市病院事業職員選考委員会

1 採用区分、採用予定人員および採用予定日

採用区分	採用予定人員	採用予定日
臨床検査技師	1名	随時
臨床工学技士	1名	随時

2 勤務場所

長浜市立湖北病院（滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地）

3 受験資格

(1) 臨床検査技師

昭和52年4月2日以降に生まれ、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）による臨床検査技師免許有資格者もしくは令和4年7月末日までに同資格取得見込みの人で、長浜市内または近接地に居住でき、夜間における拘束体制および休日等における日直体制（いずれも当番制）に応じられること。

(2) 臨床工学技士

平成4年4月2日以降に生まれ、臨床工学技士法（昭和62年法律第60号）による臨床工学技士免許有資格者もしくは令和4年7月末日までに同資格取得見込みの人で、夜間における拘束体制および休日等を含めたシフト勤務ができ、長浜市内または近接地に居住できること。

(3) 臨床検査技師・臨床工学技士共通

※ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- 成年被後見人または被保佐人
- 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは受けることがなくなるまでの者
- 長浜市職員または長浜市病院事業職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験期日等

- (1) 試験期日 応募者と調整のうえ決定します。
- (2) 会場 長浜市立湖北病院（滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地）2階 講義室

5 選考方法

- (1) 小論文試験 採用区分の知識や技術のほか、文章による表現能力等について試験を行います。
- (2) 適性検査 公務員として必要な適性について検査します。
- (3) 口述試験 人物について面接による試験を行います。

6 結果の発表

受験者に直接通知するほか、長浜市立湖北病院前の掲示板に受験番号で掲示します。

7 採用及び給与等

(1) 採用

合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、その中から長浜市立湖北病院の職員として採用が決定されます。

※ 合格者が早期入職可能な場合は、採用時期を変更することがあります。

※ 採用の日から6か月の期間は条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

※ 免許取得見込みの人については、令和4年7月末日までに免許取得できない場合は、職員として採用されません。

(2) 給与

初任給は、次のとおりです（臨床検査技師・臨床工学技士共通）。

就学課程	月 額
大学4卒	194,700円
短大3卒	184,700円

注1 上記初任給は、令和4年1月1日現在のものです。

注2 採用区分での経験年数については、規定により換算します。

上記のほか、地域手当、通勤手当、期末・勤勉手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

8 受験手続きおよび受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、下記への請求または長浜市立湖北病院ホームページ（<http://www.ikbk.jp>）からのダウンロードにより取得してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「長浜市立湖北病院（「臨床検査技師」または「臨床工学技士」のいずれかを明記）受験申込書請求」と朱書きし、角型2号の定形外封筒（120円切手を貼付し、宛先・郵便番号を明記したもの）を同封して、下記まで請求してください。

〒529-0493

滋賀県長浜市木之本町黒田1221番地（長浜市立湖北病院事務局管理課内）

長浜市病院事業職員選考委員会

電話 0749-82-6143（直通）

(2) 受験の申込み

申込書に必要事項を記入し、次の書類を添えて上記にお申し込みください。

申込書を郵送する場合は、長形3号の返信用封筒（84円切手を貼付し、宛先・郵便番号を明記したもの）を同封してください。

- ア 自筆履歴書（指定用紙） 1通
- イ 卒業（又は見込み）証明書（免許保有者は不要） 1通
- ウ 成績証明書（免許保有者は不要） 1通
- エ 採用区分の免許証の写し（免許取得見込みの者は不要） 1通
- オ 6ヶ月以内に撮影した写真 2枚（1枚は履歴書に貼付）

※ 縦4.0cm×横3.0cmで上半身、脱帽、正面向きのもの

(3) 受付期間

令和4年5月31日（火）まで（郵送の場合は当日消印有効）

※ ただし、合格者数が採用予定人員に達した場合は、早期に終了することがあります。

※ 書類の受付は、執務時間中（水曜日、日曜日および祝日を除く8時30分から午後5時15分まで）となります。

9 その他の事項

提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。